

かたつむり会会則(平令和4年6月1日現在)

(平成20年4月1日制定)

第1条 (名称)

本会は横浜蝸牛山岳会OB・OGによって組織し、「かたつむり会」と称する。

第2条 (所在地)

1) 本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

〒221-0811 神奈川県横浜市神奈川区齊藤分町53-11

井上徹三 方 電話 045-491-1101

2) 本会の従たる事務所は、第5条に規定する会計委員の住所に置く。

〒222-0002 神奈川県横浜市港北区師岡町644 クイーンハイツ大倉山103

池ヶ谷庄一 方 電話 080-6640-4853

第3条 (目的)

本会は母体である横浜蝸牛山岳会を側面から援助し、並びに会員の親睦と友好を目的とする。

第4条 (事業)

本会は第3条の目的達成のため、次の事業を行う。この場合、事業の計画とその結果を総会に報告する。

- 1) 横浜蝸牛山岳会事業への参加
- 2) 横浜蝸牛山岳会発行の会報「かたつむり」の本会員への送付
- 3) 懇親会の開催
- 4) 懇親山行
- 5) 慶弔費の支払い

第5条 (役員)

本会は下記の役員を置く

会長 1名

副会長 1名

総務委員 1名

会計委員 1名

- 1) 役員を選出は会員の互選により選出する。
- 2) 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第6条 (役員任務)

- 1) 会長は会務一切を代表し、必要に応じて役員会を招集し、各種の議案を議決し、執行する。
- 2) 副会長は会長を補佐して会務の運営に万全を期し、会長不在時には代行を努める。

- 3) 役員は、委員の不在時には、代行を務める。
- 4) 総務委員は総務全般に精通し、会員の現状の把握、文書の管理、全員への各種連絡の発送及び懇親会場の確保を行う。
- 5) 会計委員は会員から会費徴収、臨時会費の徴収、及び各種支払い等、本会における金銭の出し入れの管理を行う。

第7条（総会）

本会は、次により総会を開催する。

- 1) 総会は年一回以上適時招集（以下、「通常総会」という。）する。なお、総会の招集が困難と判断した時は、書面による総会（以下、「書面総会」という。）を行うことができる。
- 2) 第1項前段の通常総会において、第4条（事業）及び第11条（会計）第1項並びに本会の会則の改廃に係る議案（第3項第3号に規定する議案において同じ。）は、総出席者の3分の1をもって決する。
- 3) 第1項後段の書面総会は、次号により行うものとする。
 - (1) 本会は、原則として、会員が総会資料及び書面議決書を、当該書面議決書の提出期限の日の10日前に閲覧できるようにする。
 - (2) 会員は、原則として、書面議決書を提出期限の日までに提出することとする。
 - (3) 書面総会の議案は、本項第1号に規定する書面議決書の提出期限の日における会員の3分の2をもって決する。この場合において、書面議決書に賛否が未記入及びその提出期限までに未到達の時は、賛同したものと見なす。
 - (4) 本会は、会員に書面総会の結果を報告する。

第8条（会員の資格）

本会の会員は横浜蝸牛山岳会に籍を置いた者とする。

第9条（入会）

- 1) 本会に入会を希望する者は、第8条の資格を有する者であれば性別、年齢等制限を持たない。
- 2) 本会に入会を希望する者は、年会費2000円を払い込むものとする。

第10条（退会）

- 1) 退会せんとする者は、理由書を添えて申し出ねばならない。
- 2) 年会費の未納及び音信不通の者は自然退会と認め会員名簿より削除する。
- 3) 再入会希望者は、役員会の決定により、復帰を認めることもある。その時は第9条が適用される。

第11条（会計）

- 1) 本会の経費は会費及び寄付金並びに雑収入によって充当する。
- 2) 本会の会計は、総会において年一回適時報告しなければならない。
- 3) 会計を担当する役員は、文書により各会員に決算報告をしなければならない。

第12条（会費）

本会の会費は年2000円とし、会員は一括にて会費を納入しなければならない。

第13条（慶弔費の支払い）

- 1) 本会は、横浜蝸牛山岳会が創立90周年を迎える前年において、会員が総会の開催日の年に、90歳に到達した又は到達する場合に際して10000円を支払うものとする。
- 2) 本会は、会員の死去に際して5000円を支払うものとする。

（附則）

- 1) 本会則は、平成20年3月15日に神奈川県立山岳スポーツセンターにおいて開催された設立総会の議決に基づき、平成20年4月1日から施行する。（令和4年5月20日一部改正）
- 2) 本会則の第4条、第6条、第11条及び第13条並びにこの附則の一部改正は、平成26年12月1日から適用する。（平成26年12月1日一部改正）
- 3) 本会則の第13条及びこの附則の一部改正条文は、令和元年12月1日に開催された総会の翌日から適用する。（令和元年12月1日一部改正）
- 4) 本会則の第2条、第4条、第7条及び第13条並びにこの附則の一部改正条文は、令和4年6月1日から適用する。この場合において、改正日は、書面議決書の提出期限の日を総会開催日と見なすものとする。（令和4年5月20日一部改正）

《備考》

5/2(月) ~ 5/9(月) ~ 中10日 ~ **5/20(金)** ~ 賛否整理・報告 6/1(水) ⇒
総会資料発送 到着見込 **書面議決書提出期限=書面総会日** 改正会則の施行